

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和8年3月26日（木）午前8時58分～午前10時23分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：副市長、健康福祉部長、都市整備部長 説明員：デジタル推進課長、道路下水道課長
議 題	1 情報セキュリティポリシーの改定について 2 武蔵村山市雨水管理総合計画(案)及び雨水出水浸水想定区域図(浸水深)(案)の策定について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案を一部修正の上、決定する。 議題3：特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 情報セキュリティポリシーの改定について (企画財政部長説明) 武蔵村山市情報セキュリティポリシーについては、これまで、国のガイドラインに準じる形で策定してきた。 情報セキュリティポリシーの体系は、「基本方針」、「対策基準」及び「実施手順」という階層構造となっているが、そのうち、情報セキュリティ対策の基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき共通の基準を定める「対策基準」を総称して「情報セキュリティポリシー」と呼んでいる。 昨今のデジタル技術の進展に伴い、国と地方公共団体との間だけでなく、民間企業や住民との間においてもネットワークを通じた相互接続が進展している中、ひとつの自治体の対策の不備や不適切なシステムの利用が、国や他の自治体に対する脅威となるおそれがあり、各団体において一定水準以上のセキュリティ対策の確保が求められているところである。 こうした情報セキュリティ対策の重要性の高まりを踏まえ、令和6年に地方自治法が改正され、令和8年4月から地方公共団体の長や議会、その他の執行機関は、「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定め、これに基づき必要な措置を講じるとともに、策定した方針について公表しなければならないとされたところであ

る。

本市としては、既に「武蔵村山市情報セキュリティポリシー」を策定しているが、市議会をはじめ、他の執行機関等を含める形で、基本方針及び対策基準を改定し、このうちの基本方針について、改正地方自治法に基づく「方針」と位置付け、公表するものである。

改定案については、市議会をはじめ、各執行機関等に御説明し、意見照会に基づく必要な修正を加え、本日、改定案として取りまとめているため、庁議において決定いただきたいと考えている。

詳細については、デジタル推進課長から説明申し上げる。

(デジタル推進課長説明)

情報セキュリティポリシーの改定について説明

—説明省略—

(質疑等)

- 今回の情報セキュリティポリシーの改定で情報資産の分類の細分化を行うとのことだが、それに伴い、各所管課で情報管理の仕方に影響が及ぶのか。
 - 現状として、情報の取扱い自体の変更はない。
- 細分化した情報を再点検するような作業はないのか。
 - 現時点では、再点検について新たに作業していただく状況ではない。分類の手掛かりになる作業は適時、通知する。最終的に所管課においても情報の分類の判断できるような状態を目指している。
- 管理体制として、副市長が最高情報セキュリティ責任者であるが、各執行機関が異なれば、役職が異なるべきではないか。選挙管理委員会等の執行機関の中で、情報セキュリティ上の障害が発生した場合においても、最高情報セキュリティ責任者の副市長が管理を統括するのか。
 - 各所管部長である情報セキュリティ責任者が行政委員会の長へ報告するといった体系は確保しつつ、最終的には行政委員会の長と最高情報セキュリティ責任者の副市長が連携した上で情報セキュリティにおける判断をしていく。
- 他の機関でも情報セキュリティポリシーの改定をしていると思うが、読替の規定を置いているか確認をお願いする。
 - 承知した。

(結 論)

原案のとおり決定する。

議題2 武蔵村山市雨水管理総合計画(案)及び雨水出水浸水想定区域図(浸水深)(案)の策定について

(建設管理担当部長説明)

それでは、雨水管理総合計画(案)及び雨水出水浸水想定区域図(案)について、説明する。

本計画は、下水道法に基づき局地的な集中豪雨や都市化による浸水被害を軽減させるため、公共下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、中長期的な施設整備方針等の基本的事項を策定するものである。

また、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」が改正されたことにより、市内の地形や雨水管などの設備状況を踏まえ、浸水シミュレーションによる雨水出水浸水想定区域図を併せて策定し、当該計画に反映させている。

当該計画及び想定区域図は、市民の方々からの御意見にかかわらず、内水氾濫箇所は変わらないため、パブリックコメント等は実施せず、策定することとした。

なお、詳細については、道路下水道課長から説明申し上げる。

(道路下水道課長説明)

武蔵村山市雨水管理総合計画について説明

—説明省略—

(質疑等)

- 本市の公共下水道計画における整備水準は、1時間当たり50mmであるが、東京都における整備水準も現時点で1時間当たり50mmなのか。
- あくまで、東京都のハード対策としての整備水準は、1時間当たり50mmで変更ない。
- 6ページの「浸水被害実績」は「浸水被害状況」にすべきである。
- 修正する。
- 目次の第2章の7節「本市の雨水事業と関連する事業について」及び8節「残堀川と空堀川の整備状況について」は、本文中を含め、「について」を削る形で統一したらどうか。
 - 1ページの「2 計画策定の背景」の本文中、「(再度災害防止※の考え方から)」について、記載の必要があるのであれば、括弧を外してもよいのではないか。
 - 2ページの「3 位置付け」について、図には「新下水道ビジョン加速戦略(令和5年3月)～実現加速へのスパイラルアッ

プ～」という文言があるが、本文中にはないため、整合を取っていただきたい。

同ページの「4 計画期間」について、表紙にあるように「令和8年度～令和27年度」と明記した方がよい。

3ページの括弧書き部分は、図の説明であるため、あえて本文に記載する必要はないと思われる。

6ページの「災害発生日」を「被害発生日」に改めるべきである。

8ページの図2-6について、「武蔵村山市」の文言が東大和市の区域に入っているように、市名の記載がずれているため、修正していただきたい。また、各観測所の上下に同じような文言が重複して記載されており、不要である。

図2-7も、同様である。

15ページに「空堀川上流雨水幹線事業」と「空堀川上流雨水幹線整備事業」とあるが、文言を統一していただきたい。

19ページに「今後もその方針であることから、」とあるが、この計画書が方針であるため不要である。

22ページの「圧力運用」及び「照査降雨」という文言の説明を用語集に加えていただきたい。

28ページの「東京都流域下水道本部」について、他のページでは、「東京都」という文言であったため、統一した方がよい。同ページの「東京都建設局」も同様である。

34ページの「内水ハザードマップの作成、公表、配布（R8実施予定）」は、他の記載と合わせて、単に「内水ハザードマップの作成、公表、配布」でよいのではないか。

- 修正する。
- 34ページの「内水ハザードマップ」という文言であるが、外水も入るため、「浸水ハザードマップ」と修正していただきたい。
- 修正する。

(道路下水道課長説明)

雨水出水浸水想定区域図（浸水深）（案）について説明
—説明省略—

(質疑等)

- 何を基に図を作成しているのか。
- 水防法に規定される想定し得る最大規模の降雨1時間当たり153mm（残堀川流域）、1時間当たり156mm（空堀川流域）が発生した場合の浸水想定区域図である。

	<p>○ 左下の注釈の内容が本区域図と合致していないので、精査していただきたい。</p> <p>● 承知した。</p> <p>(結 論) 原案を一部修正の上、決定する。</p> <p>議題3 その他 特になし。</p>
--	---

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課 (内線 : 373)
-------	------------------------

(日本産業規格A列4番)